

大森山公園給水設備保守管理業務委託仕様書

1 目的

本業務は、公園利用者に安全な水を供給するため、公園内の給水設備を適正に管理することを目的とするものである。

2 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 施設概要

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 受水槽 (80m ³) | 1 基 |
| (2) 高置水槽 (60m ³) | 1 基 |
| (3) 揚水ポンプ (15.0kw) | 2 基 |
| (4) 圧力ポンプ (0.75kw) | 2 基 |
| (5) 配管設備 | |
| (6) 電気設備 | |
| (7) 薬液発生装置 | |

4 定期点検

(1) 定期点検の時期は、別紙点検等時期一覧表による。

(2) 定期点検は、次の項目について実施すること。

ア ポンプ配管設備の外観目視点検および揚水ポンプ等の設備点検

イ 電気設備の点検および清掃

ウ 受水槽・高置水槽の外観目視点検

エ 薬液発生装置の点検および調整

オ 残留塩素測定

カ 水質検査（水道法（昭和32年6月15日法律第177号）の規定による専用水道の水質検査）

毎月、大森山動物園管理事務所から採取し、水質検査を環境計量証明事業所で行うこと。

(ア) 9項目 8回

(イ) 22項目 3回

(ウ) 49項目 1回

5 受水槽・高置水槽の設備点検および清掃

(1) 揚水ポンプ等の作動停止を行い、水中ポンプを用い排水溝に直接排水すること。

(2) 沈積物は作業員が直接水槽内部に入り排除すること。この場合、構内の換気に十分留意し、沈積物の分析とカラー写真も同時に撮影すること。

(3) 内部洗浄は、高圧ジェット洗浄機・洗剤を用いて、壁面・床面の水あかおよび

さび等を洗い落とし、洗浄排水を繰り返して行うこと。

(4) 電極棒の研磨、フート弁、鋼管、マンホールふたのさび落とし防錆を行うこと。

(5) 貯水槽の消毒

ア 次亜塩素酸ナトリウム50～100PPM溶液を、小型ジェットウォッシャー等を用いてスプレー消毒後30分間放置すること。

イ 2回以上の消毒後、水道水で洗浄排水を行うこと。

(6) 次の項目について点検を行うこと。

ア マンホール等のふたの気密性、カギの有無

イ 満水・減水警報装置の作動点検

ウ 揚水ポンプとフート弁の状態点検

エ ボールタップとFMバルブの作動状態点検

オ 空気抜き管、防虫網の有無の確認

カ 水槽からの漏れの有無

キ 水槽排水弁からの漏れの有無

ク 間接排水の点検

6 作業現場の写真撮影（カラー）

(1) 水槽内部、外部の清掃前後に分けて撮影すること。

(2) 特殊な状況の現場は、随時撮影すること。

(3) 沈殿物の撮影

7 作業完了検査

(1) 水槽内面清掃の検査

(2) 水張、漏水検査

(3) 機器作動調整検査

(4) 残留塩素は、0.1PPM以上であることを確認すること。

(5) 水質検査

9項目

※環境計量証明事業所で検査を行うこと。

8 業務実施上の注意事項

(1) 業務実施に当たり、公園利用者等の安全確保に努めること。

(2) 業務は、関係法令、条例および指導に基づき実施すること。

(3) その他業務実施に当たり、必要な事項は、委託者と協議すること。

(4) 点検中、施設の破損又は異常箇所を発見した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置を講じること。

9 業務体制および報告

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務の履行について技術上の管理をつかさどる業務主任者を選任し、委託者に通知すること。

(2) 受託者は、点検終了後、点検結果および水質検査結果について、作業内容が確認できる写真を添付の上、所定の様式により、速やかに報告すること。

(3) 受託者は、貯水槽清掃作業終了後、貯水槽清掃報告および水質検査報告について、作業内容が確認できる写真を添付の上、所定の様式により、速やかに報告すること。

10 費用負担

- (1) 保守点検に必要とする資材・機材等は受託者の負担とする。
- (2) 設備の老朽化による修繕・更新等の費用は委託者の負担とする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定するものとする。